

入札説明書

中部地方整備局名四国道事務所の「平成21年度 155号豊田南BP宮口上地区用地測量」に係る
る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づ
く指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成22年 2月12日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局名四国道事務所長 村松 千明

愛知県名古屋市長久区神穂町5番3号

3. 業務概要

(1) 業務名 平成21年度 155号豊田南BP宮口上地区用地測量（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本件は、一般国道155号豊田南バイパス改築工事に伴う、豊田市天王町、丸根町地内の
用地取得に必要な用地測量及び用地調査を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

用地測量

・打合せ協議（当初）（用地測量）	1回
・打合せ協議（中間）（用地測量）	1回
・打合せ協議（成果品納入時）（用地測量）	1回
・作業計画（用地測量）	1業務
・現地踏査	1業務
・公図等の転写	10. 92万㎡
・地積測量図の転写	1. 09万㎡
・土地の登記記録の調査	10. 92万㎡
・公図等転写連続図作成	10. 92万㎡
・復元測量	1. 09万㎡
・境界確認	10. 92万㎡
・土地境界立会確認書作成	10. 92万㎡
・補助基準点設置	10. 92万㎡
・境界測量	10. 92万㎡
・用地境界仮杭設置	8. 94万㎡
・境界点間測量	10. 92万㎡
・面積計算	8. 94万㎡
・用地実測図原図作成 1 / 5 0 0	10. 92万㎡
・用地現況測量（建物等）	0. 18万㎡

・用地平面図作成 1 / 5 0 0	10. 92万㎡
・土地調書作成	6. 87万㎡
・土地現地調査書作成	8. 94万㎡
・添付図面作成	8. 94万㎡
・確定図 1 / 5 0 0	10. 92万㎡
・公共用地管理者との打合せ	1業務
・公共用地境界確定協議依頼書作成	1. 60Km
・公共用地境界協議確定書作成	1. 60Km

用地調査

・打合せ協議（基本額）	1 業務
・附帯工作物（住宅A）予備調査無	3 戸
・附帯工作物（住宅C）予備調査無	2 戸
・附帯工作物（独立工作物）予備調査無	4 箇所
・動産調査（倉庫）50㎡以上150㎡未満	2 事業所
・通損算定（移転雑費）	6 所有者

登記簿等閲覧手数料

・土地の登記記録の調査	8 0 筆
・公図等の転写	3 0 枚

(4) 履行期限 平成22年 9月30日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

電子入札システムで利用できる I C カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の I C カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局名四国道事務所 経理課
〒467-0847 愛知県名古屋市長区神穂町5番3号
TEL 052-823-7912 FAX 052-823-7905
で持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 親会社と子会社の関係にある場合。
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。指名通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下

「登録規程」という。)第2条の登録部門のうち土地調査部門かつ物件部門の全てに係る補償業務。

類似業務：登録規程第2条の登録部門に係る補償業務。

(4) 配置予定技術者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格を有すること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書の提出時に補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定、以下「実施規程」という。）第20条に基づく当該登録部門に係る研修及び検定試験の免除申請の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までにいずれかの登録を受け、登録証の写しを提出しなければならない。指名通知の日は別表①の日を予定する。

- ・登録規程第2条の土地調査部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程第3条の土地調査部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(5) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第2条の登録部門のうち土地調査部門かつ物件部門の全てに係る補償業務。

類似業務：登録規程第2条の登録部門に係る補償業務。

(6) 手持ち業務量に関する要件

- 1) 本業務の入札公示日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の入札公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担

当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者ととは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における主任担当者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③登録規程第2条の土地調査部門、物件部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条の土地調査部門、物件部門の補償業務管理士を有していない場合。

5. 担当部局

〒467-0847 愛知県名古屋市昭和区神穂町5番3号

国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること。

電 話 052-823-7912 F A X 052-823-7905

メールアドレス：keimeish@cbr.mlit.go.jp

②用地課：参加表明書の作成に関すること。

電 話 052-823-7913 F A X 052-823-7919

メールアドレス：m-yochi1@cbr.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

①郵送又は電送する旨の表示

②郵送又は電送する書類の目録

③郵送又は電送する書類のページ数

④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎 2007 以下

・Microsoft Word2002 以下

・Microsoft Excel2002 以下

・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

①参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②提出された参加表明書は、返却しない。

③分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. ②と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2)「入札参加者を選定する

ための基準」に示すとおり、参加表明者並びに配置予定主任担当者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			配点	得点		
	判断基準						
基本事項 (企業)	業務実績 (企業)	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績	次の順位で評価する。 ※ 業務実績が無い場合は選定しない。		5		
			①同種業務の実績がある。----- ②類似業務の実績がある。	5 0			
		平成11年度以降の同種又は類似業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		5		
			①75点以上----- ②70点以上75点未満----- ③65点以上70点未満----- ④60点以上65点未満-----	5 3 1 0			
	企業信頼度（優良表彰）		平成20,21年度に優良表彰を受賞した業務の有無	次の順位で評価する。 ※ 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。			5
				①優良表彰の受賞実績有り。----- ②優良表彰の受賞実績無し。		5 0	
	業務拠点	営業拠点等の所在地	次の順位で評価する。		5		
			①愛知県内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。----- ②中部地方整備局管内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。	5 0			
	企業信頼度（指名停止等）		参加表明書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じる。 ア) 営業停止又は指名停止期間		0		

基本事項 (技術者)			処理後6ヶ月 イ) 文書注意後2ヶ月 ウ) 口頭注意後1ヶ月		
			①処分を受けていない。	0	
			②処分を受けている。	－ 5	
	その他（補償コンサルタント登録の有無）		当該業務に関連する部門の補償コンサルタント登録の有無を次の順位で評価する。		5
			①土地調査部門かつ物件部門の補償コンサルタント登録がある。	5	
			①上記に該当しない。	0	
	技術者資格 (技術者)		次の順位で評価する。		5
			①物件部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を有する。	5	
			②上記に該当しない。	0	
	業務実績	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績	次の順位で評価する。 ※ 業務実績が無い場合は選定しない。		5
			①同種業務の実績がある。	5	
			②類似業務の実績がある。	0	
		平成11年度以降の同種又は類似業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		5
			①75点以上	5	
			②70点以上75点未満	3	
			③65点以上70点未満	1	
			④60点以上65点未満	0	
			次の順位で評価する。 ※ 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		
			①優良表彰の受賞実績有り。	5	
		技術者信頼度（優良表彰）	平成20,21年度に優良表彰を受賞した業務の有無		5

			②優良表彰の受賞実績無し。	0	
	専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	全ての手持ち業務の契約金額が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合は選定しない。 ただし、本業務の入札公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円以上かつ手持ち業務の件数が5件以上の場合には選定しない。		
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・登録規程第2条の土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条の土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理士を有していない場合。		

8. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局名四国道事務所長に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：5. ①と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先 : 5. ①と同じ。

②質問の受付期間: 別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所: 名四国道事務所 経理課

②閲覧期間: 回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により名四国道事務所経理課まで持参すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものと取り扱う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次いで有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする可能性がある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の1）及び2）を実施するものとする。なお、1）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- 1）本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務における主任担当者の経験を有する技術者を、配置予定主

任担当者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任担当者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完了するまでとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の可否等

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 有。 部分払 無。

20. 火災保険付保の可否 否。

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ。

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－１～８、Ａ４判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の業務拠点	・参加表明者の中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・営業拠点の所在地を証するものを提出すること。（パンフレット等。） ・記載様式は様式－２とする。
入札参加希望者の中立性・公平性	・入札参加希望者間の資本的・人的関係の有無を記載する。 ・記載様式は様式－２とする。
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする。 ・記載様式は様式－３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきＡ４判1枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等	・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録状況を記載する。 ・記載様式は様式－４とする。
配置予定主任担当者の経歴等	・配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は本業務の公示日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式－５とする。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする ・記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきＡ４判1枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。 ・自ら主体的に関わった業務実績を具体的に記載すること。
優良業務表彰の有無	・参加表明者の平成20,21年度に優良表彰を受賞した業務の有無について記載する。 ・配置予定主任担当者の平成20,21年度に優良表彰を受賞した業務の有無について記載する。 ・記載様式は様式－７とし、優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出

	すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・登録規程第2条の土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条の土地調査部門及び物件部門の補償業務管理士の保有状況を記載する。 ・記載様式は様式－8とする。

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、参加表明者及び配置予定主任担当者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がある。

なお、発注者の立場して業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

(4) 上記(2)、(3)及び別添様式1～8の欄外にて求めている提出書類が添付されていない場合は、指名しないものとする。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 参加表明書の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、参加表明書に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。主任担当者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局名四国道事務所経理課 電話052-823-7912へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成22年 2月26日
②	参加表明書の提出期間	平成22年 2月15日から 平成22年 2月19日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成22年 2月15日から 平成22年 2月16日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年 3月 5日10時00分から 平成22年 3月 8日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年 3月 9日 16時45分 名四国道事務所入札室